

保険募集指針

株式会社伊予銀行

当行では、適切な保険募集を行うための指針として、「保険募集指針」を次の通り定めましたので、ご案内させていただきます。

1. 当行における取扱保険商品について

- (1) 当行では、お客さまにより良い商品をご提案するために、引受保険会社の業務又は財務の健全性や商品の内容等を十分に踏まえた上で、取扱う保険商品を選定するよう心掛けております。
- (2) 当行は複数の保険商品を取扱っておりますので、当行取扱商品の中から、お客さまに適切に商品をお選びいただけるよう、取扱保険商品一覧や商品内容等の情報提供を行って参ります。

2. 保険契約の引受について

- (1) 当行は保険会社の募集代理店であり、生命保険については保険契約締結の媒介を、損害保険については保険契約締結の代理を行います。当行が保険契約締結の媒介を行う場合には、当行は保険契約締結の可否を判断できず、お客さまからのお申込みに対して、保険会社が承諾した場合に保険契約は成立いたします。
- (2) お客さまがご契約される保険契約は、お客さまと保険会社との間に成立いたします。従いまして、保険金や給付金等のお支払いをするのは、引受保険会社となります。
- (3) 保険募集に際し、商品パンフレット等において、引受保険会社をお客さまに明示するとともに、これらの保険契約の引受に関するご説明を行います。
- (4) 当行は、保険会社の委託を受けて、保険会社の代理人として、契約締結の媒介または代理を行う保険募集人です。顧客の委託を受けて、お客さまの代理人として、保険会社とお客さまの間で保険会社から独立した公平・中立な立場で、契約締結の媒介を行う保険仲立人ではありません。
- (5) 当行は、法令に則り保険募集を行います。お客さまのご意向に沿った契約の中から特定の保険会社または保険契約を推奨し、推奨理由を説明させていただく場合があります。委託を受けている複数保険会社の間で公平・中立な立場で保険募集を行う保険募集人ではありません。

3. 保険契約のリスクについて

- (1) 保険商品は預金ではありませんので、預金保険の対象ではございません。
- (2) お払込みいただいた保険料は、預金とは異なり、一部は保険金のお支払いや保険事業の運営経費に充てられますので、解約払戻金は、一般的には、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。また、ご契約の内容によっては、お支払いする保険金がお払込保険料の合計額を下回ることがあります。
- (3) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- (4) 保険募集に際し、これらの保険契約のリスクに関するご説明を行うとともに、「契約概要」「注意喚起情報」「約款・ご契約のしおり」等に記載されている重要な事項を十分にご確認いただけるよう、努めて参ります。

4. 保険募集に関する当行の責任について

当行は保険募集代理店であり、保険業法等の法令を遵守する義務を負っております。法令に違反して保険商品を取扱い、お客さまが損害を被った場合には、当行が募集代理店として、販売責任を負うこととなります。

5. ご契約後の当行の対応について

- (1) ご契約後に当行が行う業務内容は以下の通りです。
 - ・保険契約の内容に関するご照会への対応
 - ・保険金等のお支払い等を含む各種お手続き方法に関するご案内
 - ・保険契約に関するお客さまからのご相談・苦情への対応 等
- (2) 当行は、お客さまからの保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、ご相談・苦情等につきまして、当行担当者または下記ご相談窓口にて承り、迅速かつ適切に対応いたします（ご相談・苦情内容につきましては、当該保険契約の引受保険会社に連絡のうえ、対応させていただく場合があります）。

【いよぎん保険デスク】

電話番号：089-913-1125

受付時間：9:00～17:00（祝日および銀行休業日を除きます）

- (3) また、保険募集代理店である当行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会になります。当行の保険募集に関しましてお困りのことがございましたら、同協会が運営する下記の連絡先にご相談・ご照会いただくことも可能です。

【全国銀行協会相談室】

電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

受付時間：9:00～17:00（祝日および銀行休業日を除きます）

- (4) 当行では、保険募集時ならびにご契約締結後におけるお客さまとの面談記録等を、ご契約期間中に亘って適切に管理し、お客さまのご要望にお応えできるよう努めて参ります。